氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土交通省

平成26年度土地改良換地士資格試験の実施について

平成26年度の土地改良換地士資格試験を下記により実施するので、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 18 日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

記

1　試験の実施期日　平成26年10月19日（日）午前９時30分から午後４時30分まで

2　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、筆記の方法で行う。

⑴　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

⑵　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア　換地計画書の作成に関するもの

イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの

3　法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成26年７月18日（金）現在において施行されているものとする。

4　試験の場所等

⑴　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

⑵　受験地の指定　⑴の場所のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

⑶　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に書留郵便で変更受験地及びその理由を平成26年９月11日（木）までに届け出ることとする。

5　受験手続

⑴　受験願書及び試験免除申請書の提出先　受験者の住所地を管轄する地方農政局長に郵送又は直接持参により提出する。

⑵　受験願書及び試験免除申請書の受付期間　平成26年７月18日（金）から平成26年９月５日（金）まで（郵送による場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙等（受験願書用紙、試験免除申請書用紙及び受験の手引）は、平成26年７月18日（金）から平成26年８月26日（火）まで農林水産省農村振興局、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び各都道府県土地改良事業団体連合会において交付する。

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に赤字で「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と書き、92円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

なお、受験手続に関し不明な点については、農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号、郵便番号100―8950、電話番号03―6744―2192）に問い合わせること。

6　合格者の公表　合格者の公表は、平成26年11月18日（火）に官報に掲載するとともに、各地方農政局、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の掲示場に掲示して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。

公　告

諸　事　項

公　示　送　達

特許法第191条（意匠法第68条第５項において準用する場合を含む。）第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
東京都府中市分梅町３丁目45番地の13	安原　宏	特願2011―63173	拒絶理由通知書
東京都八王子市大和田町１丁目10番１号　サニーコート八王子第４　205号	斉藤　文枝	意願2008―5462	手続続行通知書

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 26 年７月 18 日

特許庁長官

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人が死亡したので、新たに相続財産管理人を次のとおり再選任した。

昭和３２年（家）第９５５号

東京都中央区日本橋浜町３丁目15番地
申立人　株式会社村上商店
本籍秋田県横手市四日町中丁35番地、最後の住所秋田県横手市横手町字寺町16番地、死亡の場所秋田県横手市、死亡年月日昭和32年３月16日、出生の場所不明、出生年月日明治41年１月26日、職業農業
被相続人　亡　山本徳太郎
秋田県横手市大屋新町字平林５番地６　川村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川村　康博

秋田家庭裁判所横手支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第７１２９７号

東京都千代田区麹町１―３―11麹町第２センタービル301松本克己法律事務所
申立人　松本　克己
本籍東京都練馬区西大泉１丁目1812番地、最後の住所東京都世田谷区南烏山４丁目13番３―308号、死亡の場所東京都調布市、死亡年月日平成25年９月３日、出生の場所千葉県銚子市、出生年月日昭和34年10月６日、職業無職
被相続人　亡　青木　正明
催告期間満了日　平成27年１月30日

東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７１２９９号

東京都世田谷区代沢５―18―５
申立人　巻淵眞理子
本籍東京都新宿区愛住町18番地、最後の住所東京都中野区弥生町４丁目21番１号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成23年３月22日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和22年６月９日、職業不詳
被相続人　亡　浅見登喜夫
催告期間満了日　平成27年１月30日

東京家庭裁判所

平成２６年（家）第１２４０号

富山県富山市西田地方町３丁目６番30号富山みらい法律事務所
申立人　鍋谷　博志
本籍富山県富山市堀川町２番地５、最後の住所富山市堀川町２番地５、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成25年９月24日、出生の場所富山県上新川郡山室村、出生年月日大正12年７月20日、職業無職
被相続人　亡　藤野嘉津子
催告期間満了日　平成27年２月20日

富山家庭裁判所